

行政不服審査制度の抜本的 改革を求めるシンポジウム

行政事件訴訟法の改正（２００５年４月１日施行）は、行政裁判に大きな影響をもたらしましたが、司法制度改革審議会の意見書が求めた「司法の行政に対するチェック機能の強化」の点からは、残された課題が数多くあります。日本弁護士連合会では、これらの課題を第二次改革と位置づけ、これまでに内閣に対し二度にわたって提言・要望を提出しました。

昨年１０月には総務省内に行政不服審査制度検討会が設けられ、行政不服審査制度に関する検討が進められています。行政不服審査は行政訴訟と並んで行政救済制度の根幹をなすものであり、極めて重要な改革です。

このような動きを踏まえ、日本弁護士連合会と大阪弁護士会は、四十数年ぶりの行政不服審査制度の改革につき、法律実務家の立場から検証して抜本的改革を実現するために、標記シンポジウムを企画しました。ふるってご参加ください。

◆日 時：２００７年４月１１日（水）午後１時～

◆場 所：大阪弁護士会（裏面地図参照）

◆申込方法：申込不要・当日先着順・入場無料

◆プログラム （都合により一部変更の可能性あり）

１、報告

- ① 行政不服審査法日弁連改正案について
- ② 行政不服申立制度に関する弁護士アンケートの結果について
（日弁連・大阪弁護士会）
- ③ 日弁連行政訴訟センター韓国調査について

２、パネルディスカッション

パネリスト

木佐 茂男 九州大学大学院法学研究院教授
山本 隆司 東京大学大学院法学・政治学研究科教授
水野 武夫 弁護士
行政担当者ほか（予定）

コーディネーター

松澤 陽明 弁護士

◆主 催 日本弁護士連合会・大阪弁護士会

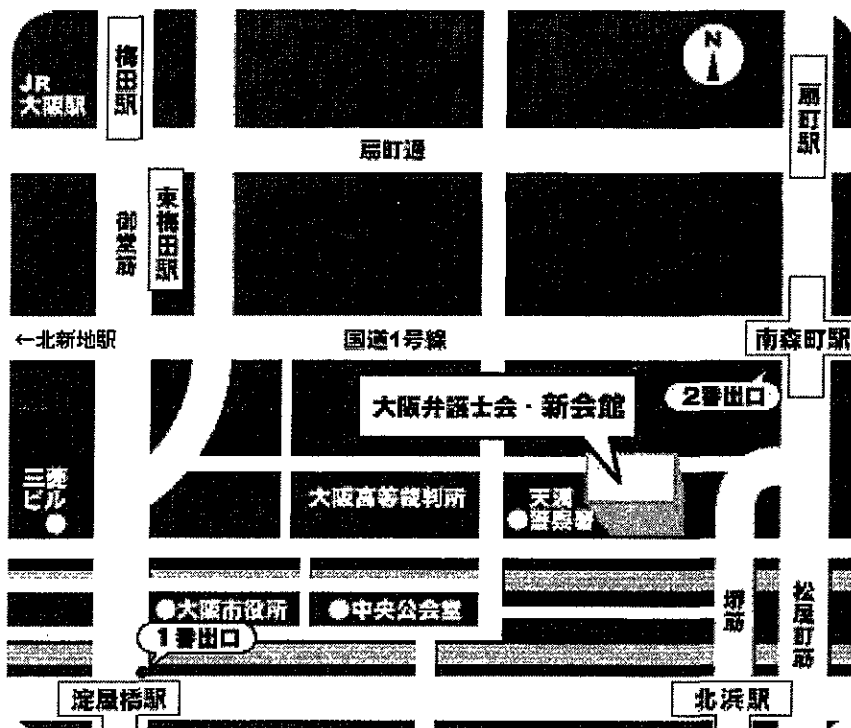
◆問合先

日本弁護士連合会法制第一課（伊藤・飯田） TEL：０３－３５８０－９８８２

◆会場のご案内

大阪市北区西天満1丁目12-5

大阪弁護士会 新会館2階



◆交通のご案内

地下鉄・京阪「淀屋橋駅」1番出口より徒歩10分

地下鉄・京阪「北浜駅」より徒歩7分

地下鉄「南森町駅」2番出口より徒歩10分

JR東西線「北新地駅」より徒歩15分